

安心して暮らせる社会

白根市では、高齢者、児童、障害を持つ人などに対しさまざまなサービスを行っています。また、来年4月から介護保険制度が導入されるなど、福祉制度に対する関心は高まっています。そこで今回は、高齢者を対象とした在宅介護を支援するためのサービスをご紹介します。

訪問介護 (ホームヘルプ)

■内容：訪問介護員(ホームヘルパー)が身の回りのお世話をします。身体介護に関する①食事の介護 ②排せつの介護 ③入浴等の介護 ④通院等の介助など 家事に関する⑤調理 ⑥衣類の洗濯、補修 ⑦住居等の掃除 ⑧生活必需品の買い物 ⑨関係機関等との連絡など 相談・助言に関する⑩対象：寝たきり、痴ほうなど日常生活を営むことにおおむね65歳以上のお年寄りのいる家庭で、そのお年寄りを介護することが困難な状況にある人 ■費用：生計の中心を担う人の前年の所得税額に応じて設定。1時間当たり無料〜900円

日帰り介護 (デイサービス)

■内容：デイサービスセンターでお年寄りや家族に対する相談・指導、機能訓練、入浴サービス、給食サービス、送迎サービスを行います ■対象：おおむね65歳以上のお年寄りで、寝たきり、痴ほうなど日常生活を営むことにおおむね65歳以上のお年寄りのいる家庭で、そのお年寄りを介護することが困難な状況にある人 ■費用：1回当たり1,100円

短期入所生活介護 (ショートステイ)

■内容：介護をする人の病氣、冠婚葬祭などの社会的理由や介護疲れなど私的理由で、一時的に家庭での介護ができない場合に、寝たきりのお年寄りを特別養護老人ホーム、養護老人ホームでお世話します。希望がある場合は送迎も行います。入所期間は7日以内。ただし、やむを得ない事情があるときは、延長もできます ■対象：おおむね65歳以上のお年寄りで、寝たきり、痴ほうなど日常生活を営むことにおおむね65歳以上のお年寄りのいる家庭で、そのお年寄りを介護することが困難な状況にある人 ■費用：1日当たり2,250円

訪問看護

■内容：かかりつけの医師の指示に基づいて看護婦が訪問し、在宅での看護サービスを提供します ■対象：老人医療受給対象者のうち、病気がけがなどにより家庭で寝たきりの状態かこれに準ずる状態(痴ほうを含む)の人で、かかりつけの医師が訪問看護を認められた人 ■費用：施設によって料金が異なります

訪問指導

■内容：保健婦等が訪問して、在宅療養生活が安心して送れるように相談を受けたり、家庭での療養方法や看護方法を指導したりします ■対象：40歳以上の人で、家庭で寝たきりあるいはこれに準ずる状態にある人。また、健康診断などで健康管理上訪問指導が必要と認められた人や痴ほう性老人など ■費用：無料

日常生活用具の給付・貸与

■内容：寝たきりやひとり暮らしの在宅のお年寄りを対象に、日常生活用具を給付・貸与します。

区分	品目
給付	マットレス、エアーマット、腰掛、変換器、調子器、特殊尿器、体位感知器、消防用器具、移動用器具、歩行支援器具、車いす、歩行補助具、歩行補助具(レンタル)
貸与	緊急通報装置

給付・貸与用具一覧

■対象：おおむね65歳以上のお年寄り。ただし、用具の種類に応じて利用対象者が定められています ■費用：生計の中心を担う人の所得税額に応じて、一定の利用者負担があります

老人保健施設

■内容：寝たきりかこれに準ずる状態にあるお年寄りで、治療よりも介護・リハビリテーションの必要の人に対して、医療サービスなどを提供します。①デイケア ②日帰りで送迎・入浴・食事・リハビリテーションを実施 ③ショートステイ(短期入所療養介護) 施設で2週間以内の期間のお世話 ④入所 ショート

介護者見舞金

■対象：在宅で寝たきりの65歳以上のお年寄りや痴ほう性老人、重度心身障害者を常時介護している人。ただし、特別障害者手当・障害児福祉手当の受給者は除きます ■内容：9月と3月に申請すると、見舞金各1万円を支給します

寝たきり老人寝具乾燥

■対象：6カ月以上寝たきりの65歳以上のお年寄り。ただし、ホームヘルパー派遣世帯、福祉電話設置世帯に限りません ■内容：寝具の乾燥を行います ■費用：無料

老人福祉電話の設置と使用料の助成

■対象：65歳以上の低所得(所得税非課税世帯)のひとり暮らしのお年寄り等 ■内容：電話のない世帯に電話を設置し、使用料の助成をします ■助成額：基本料金は全額助成。使用料は月額300円を限度とし、実際に使用した金額を助成します

老人世帯 公衆浴場無料助成

■対象：住居に入浴施設がない65歳以上のお年寄り ■内容：白根市老人福祉センター用の無料入浴券を交付します

特別障害者手当


■対象：20歳以上で、身体や精神に重度の障害を持つために、日常生活で常時特別の介護を必要とする人。ただし、3カ月以上入院あるいは施設に入所している人は対象になりません ■内容：所得制限があります。月額26,860円(3カ月分ずつ2・5・8・11月に支給します)

寝たきり老人紙おむつ購入費助成

■対象：6カ月以上寝たきりの65歳以上のお年寄りで、常時在宅で紙おむつを使用している人。ただし、1カ月以上入院あるいは施設に入所している人は対象になりません ■内容：月額2,000円分の助成券を4カ月分ずつ、年3回に分けて支給します


ステイより長い期間の施設利用 ■対象：老人医療受給対象者で、次のいずれかに該当する人 ①病弱のため寝たきりのお年寄り ②病弱で寝たきりに準ずる状態にあるお年寄り ③痴ほう性のお年寄り ④65歳未満の人で、初老期痴ほうなど一定程度の痴ほう状態にある人 ■費用：施設によって料金が異なります。入所の際に掛かる食費、おむつ代、理美容代、日用品費などの経費については、利用料として入所者負担となります

在宅介護支援センターみずき苑




至新潟 市役所 至小須戸
至三条
〒950-1293
白根市大字助次右エ門組5
(老人保健施設みずき苑内)
☎ 372・2195
FAX 372・6718

在宅介護支援センターしなの園



至国道8号 至田上
〒950-1446
白根市大字庄瀬8120
(特別養護老人ホームしなの園内)
☎ 373・3796
FAX 373・3788

白根市在宅介護支援センター



至新潟 白根市保健センター
至三条 白根郵便局
〒950-1214
白根市大字上下諏訪木817
(白根市保健センター内)
☎ 373・4663
FAX 373・6090

※おわびと訂正 7月1日号の風合戦の結果で、巻風技能の部が②さんじ会、③わらじ会となっていました。同率2位の誤りでした。おわびして訂正します。